



2025年1月20日

各位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 腹巻 知
(コード 5943 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 岸 栄一
経営企画本部長
(電話番号 078-391-3361)

株主提案に関する書面受領のお知らせ

当社は、当社株主である NIPPON ACITVE VALUE FUND PLC より、2025年3月27日開催予定の当社第75回定時株主総会において、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を、本日2025年1月20日付で受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、慎重に検討の上、決定次第、速やかにお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名：NIPPON ACITVE VALUE FUND PLC

所有株式数：1,500,000株（議決権比率：3.23%）

2. 本株主提案において提案された議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

3. 議案の要領および提案の理由

※提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対す

る報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額 2 億円以内、付与株式数の上限 111,000 株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる監査等委員である取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額 20 百万円以内、付与株式数の上限 11,000 株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

2024 年 3 月 28 日開催の当社の第 74 回定時株主総会で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する事後交付型業績連動型株式付与のための報酬額として年額総額 80 百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の第 74 期（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）の付与実績を見ても、固定報酬 176 百万円に対し、譲渡制限付株式報酬は 35 百万円相当となっており、固定報酬の 19.89%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の 3 倍相当に到達するまで、約 15 年かかることになります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間 15 年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の 3 倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、貴社普通株式を、株式総数 4,855,000 株、取得価額の総額金 8,739,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は 2024 年の間低迷しています。また、当社は約 286 億円の現金に加えて約 400 億円の政策保有株式を抱えており、資本効率が不十分です。そこで、更なる当社の株主還元への拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約 10%を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 20 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。 <u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。当社は、取締役 9 名のうち社外取締役は 3 名となっており、3 分の 1 以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有する株式アナリストの登用を検討すべきと考えます。

「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上